

ソーシャル・ネットワーク・サービス提供者によって提示される契約に関する
2014年11月7日の濫用条項委員会勧告第14-02号¹

(要約者注：フランス消費法典は2016年に法典の編成が抜本的に変更された(拙稿「2016年の消費法典改正－2014年の消費法典改正から2016年の『再編纂』に至るまで」日仏法学29号(2017年)188頁以下を参照)。そのため、本勧告で引用されている消費法典の条文番号もほぼ変更されているが、本勧告で引用されている条文については内容の修正はほぼない。必要な箇所については現在の条文番号を補っている。

フランス消費法典では、L.132-1条(現在のL.212-1条²)に日本の消費者契約法10条に相当する濫用条項規制の一般条項が設けられており、具体的な濫用条項リストとして、「反証の余地なく濫用的であると推定される条項のリスト」であるR.132-1条(現在のR.212-1条)および「濫用的であると推定される条項のリスト」であるR.132-2条(現在のR.212-2条)がある。また、本勧告で重要な役割を果たしているものとして、契約条項が消費者にとって明瞭かつ理解できる方法で提示されるべきであるとした上で、曖昧な条項を消費者に有利に解する(団体訴訟の場合を除く)という原則を定めている消費法典L.133-2条(現：L.211-1条³)がある。

なお、本勧告は「勧告にあたって参照した法令等のリスト」、「勧告の背景」、「勧告の理由説明文」、「具体的な濫用条項の内容を示す勧告」から構成されているが、「勧告の理由説明文(要約)」の番号と最後に掲載した「具体的な濫用条項の内容を示す勧告」の番号は対応している。

濫用条項委員会は、次の法令・規則等を参照の上、勧告する。

- 一 民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関する2000年12月22日の理

¹ <http://www.clauses-abusives.fr/jurisprudence/plateforme-numerique-dechanges-de-communications-ligne/>

² L.212-1条(旧L.132-1条)1項 事業者と消費者の間で締結される契約においては、消費者を犠牲にして契約当事者間の権利と債務の間に著しい不利益を生じさせる目的または効果を有する条項は濫用的である。

³ L.211-1条(旧L.133-2条)1項 事業者から消費者又は非事業者に提示される契約条項は、明瞭でかつ理解できる方法で提示および作成されなければならない。

2項 疑わしい場合には、〔事業者から消費者又は非事業者に提示される契約条項は〕消費者に最も有利な意味で解釈される。ただし、前項はL.621-8条に基づいてなされる手続〔訳者注：適格消費者団体による濫用条項削除訴権のことである〕には適用されない。

3項 消費者への情報提供を保証するため、コンセイユ・デクレは第1項に定める契約の提示方法について定める。

事会規則（E C）44/2001（ブリュッセル I 規則）、および、特に同規則 15 条、§2、16、17、60 条

－ 契約債務に適用される法に関する 2008 年 6 月 17 日の欧州議会及び理事会規則 593/2008（ローマ I 規則）、および、特に同規則 2 条と 6 条

－ 民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関する 2012 年 12 月 12 日の欧州議会及び理事会規則 1215/2012、および、特に同規則 18 条

－ 民法典の規定、および、特に第 389-3 条第 1 項、および 1124 条

－ 消費法典の規定、および、特に L.111-1 条、L.121-1 条第 2 号、L.121-16 条以下、L.121-94 条、L.132-1 条、L.133-2 条、L.136-1 条、L.141-5 条、L.423-25 条、L.534-1 条以下、R.132-1 条から R.132-2-1 条

－ 知的所有権法典の規定、および、特に L.121-1 条、L.122-7 条、L.131-1 条、L.131-3 条

－ 情報処理、情報ファイル及び自由に関する 1978 年 1 月 6 日法律第 78-17 号、および、特に同法 6 条、

－ デジタル経済における信用のための 2004 年 6 月 21 日の法律第 2004-575 号、および、特に同法 6 条 I の 2

関係事業者の代表者からも意見徴収した。

（以下、勧告にあたっての説明文の要約）

以下の点を考慮した。

・ここ数年、ソーシャル・ネットワークがあらゆる国民に、特に未成年者にとって極めて頻繁に利用されている。ソーシャル・ネットワークは、典型的にはソーシャル・ネットワークの機能に有用な情報や収集・交換された多様な情報に依存している。また、ネットワークそれ自体と提供されるサービスの区別を明確にするために、後者を本勧告では「ソーシャル・ネットワーク・サービス（service de réseautage social）」と呼ぶことにする。

・情報社会では、コンテンツ提供者たる利用者がコンテンツ（写真、記事、コメント、音楽、動画、他のサイトへのリンク）を投稿することによって他の利用者也公開であるいは私的に、インターネット上で利用できるという参加型の機能が用いられている。

・利用者がネットワーク機能に参加し、それによって利用者自身がサービスの給付を保証しているとしても、消費者または非事業者という属性は何ら変わらない。

・ソーシャル・ネットワークは利用者との間での契約関係によって機能している。ここでの契約は期限の定めがないものであり、事業者と利用者間で締結されている。利用者は当該ソーシャル・ネットワークが事業者間の関係を構築するサービスを提供している場合には「事業者」として、インターネット利用者がその者の商業・産業・手工業・自由営業職の範囲に含まれない目的でサービスを受けている場合には「消費者」または「非事業者」（要約者注：非事業者とは、フランス消費法典冒頭規定で定められているように「事業目的以外で

契約を行為を行う法人」である)として、行為を行うことができる。これらの消費者契約のみが本勧告の適用範囲に含まれる。

・以上のようにソーシャル・ネットワーク・サービス提供者と「消費者」または「非事業者」たる利用者間で締結される附合契約には、以下の特徴がある。

ー当事者間の情報の非対称性

ー金銭的対価を伴わないサービスが利用可能となっている

ー利用規約への承諾のためのクリックや、ナビゲーションに従っただけ、言い換えれば、ネットワークを利用しただけで、利用者の〔附合契約への〕附合が瞬間的に行われる。

ーリンクやサイト内部での閲覧といった参照のみで提供される多くの文書がある

・ソーシャル・ネットワーク・サービス提供者が日常的に消費者または非事業者に提示している契約ひな形を調査したところ、消費法典 L.132-1 条 (訳者注: 現 L.212-1 条。日本の消費者契約法 10 条に相当する) の意味で濫用的になりうる条項が複数存在した。

I ー契約の読みやすさ (lisibilité) とその作成

A. 契約の提示

1. ソーシャル・ネットワーク・サービス提供契約の中には、利用規約がインターフェースでのグラフィックチャートゆえに画面上のみならず紙に印刷しても読みにくいものがある。これは、「事業者から消費者又は非事業者に提示される契約条項は、明瞭でかつ理解できる方法で提示および作成されなければならない」と定める消費法典 L.133-2 条 (現: L.211-1 条) の要請を満たしていない。それゆえに契約内容に実質的にアクセスできず、消費者または非事業者を犠牲にして契約当事者の権利および債務の間に著しい不均衡を生じさせる。

B. 契約の言語

2. ソーシャル・ネットワーク・サービス契約が外国語で作成され、フランス語バージョンが消費者に提示されていないことが一定程度ある。そうすると、そこに記載された契約条項がフランス人の利用者にとっては理解できないものとなり、「事業者から消費者又は非事業者に提示される契約条項は、明瞭でかつ理解できる方法で提示および作成されなければならない」と定める消費法典 L.133-2 条 (現: L.211-1 条) の要請を満たしていない。それゆえに契約内容に実質的にアクセスできず、消費者または非事業者を犠牲にして契約当事者の権利および債務の間に著しい不均衡を生じさせる。

3. いくつものソーシャル・ネットワーク・サービス契約では、2 つの言語バージョン間で抵触がある場合にはフランス語以外のバージョンの利用規約がフランス語バージョンに優先する旨定める翻訳条項がある。この種の条項は、事業者に、消費者または非事業者が実際には承諾していないバージョンの利用規約を消費者または非事業者に対抗することを認めることになり、消費者または非事業者を犠牲にして契約当事者の権利および債務の間に著しい不均衡を生じさせる。

C. 文書の性質（呼称）を定める条項

4. 多くの契約には、チャート、プライバシー・ポリシー、利用ポリシー、共同体ルールといった様々な名称が付された文書を参照する条項が、これらの様々な文書の契約上の性質を示すこともなく、含まれている。これらの曖昧な名称では、消費者または非事業者はこれらの文書に契約上の意味（重要性、価値）があるかどうかを判断することができない。消費者または非事業者から合意の性質および射程について明瞭な情報を奪うことになるこれらの条項は、「事業者から消費者又は非事業者に提示される契約条項は、明瞭でかつ理解できる方法で提示および作成されなければならない」と定める消費法典 L.133-2 条（現：L.211-1 条）の要請を満たしていない。このように文書の契約上の意味（重要性、価値）が曖昧になっていることで、合意の存在や射程についての明瞭な情報を欠くことになり、消費者または非事業者を犠牲にして契約当事者の権利および債務の間に著しい不均衡を生じさせる。

D. 不調和な内容の条項

5. サイトの内容、アクセス方法、個人データ、コンテンツ共有、責任といった多様な性質をもつ一連の債務を同時かつ論理的に無秩序に定める条項を含む契約が見られ、これらの条項が無秩序に集約されていることにより、契約内容に実質的にアクセスするのを困難にしている。このように消費者または非事業者にとって読みにくい提示の仕方をとることは、消費法典 L.133-2 条第 1 項（現：L.211-1 条第 1 項）に違反し、かつ、消費者と非事業者を犠牲に契約当事者の権利および債務の間に著しい不均衡を生じさせる。

6. 両当事者に負担させる様々な性質を有する一連の債務を同時にかつ論理的に無秩序に定めている条項を含む契約が見られ、これらの条項が両当事者の権利及び債務の正確な内容についての混乱をもたらしうる点で、消費法典 L.133-2 条（現：L.211-1 条）に違反する。また、これによって双務的な権利および債務の理解について消費者を犠牲にして、契約当事者の権利および債務の間に著しい不均衡を生じさせる。

E. 参照条項

7. いくつものソーシャル・ネットワーク・サービス契約において、多様なリンクを貼ることで書面が入れ子式にアクセス可能となっていたり、相互に参照させるような条項の形で契約条項が提示されている。このように次々に（書面や条項）参照させるような形態はそれが過剰であると、利用者の契約書面への実質的なアクセスを害することになる。つまり、この種の参照条項は、契約全体へのアクセスを可能にしていない場合には、全体を一環的に評価することを妨げることになる。したがって、契約の理解可能性を妨げるこの種の条項は、消費法典 L.133-2 条第 1 項（現：L.211-1 条第 1 項）に反し、また、権利および債務の展開や射程の理解を妨げることによって、消費者又は非事業者を犠牲にして契約当事者の権利

および債務の間に著しい不均衡を生じさせる。

II 一 契約締結

A. 未成年者たる消費者の行為能力

8. 未成年者向けのソーシャル・ネットワーク・サービス契約の大多数では、法定代理人の明示の同意を要求することなく個人データの取扱いを定める条項が定められている。民法典 389-3 条第 1 項および 1124 条によれば、事理弁識能力のある未成年者は法律または慣習で認められた行為のみ有効になすことができ、後者は日常生活に関する行為であると考えられている。未成年者は自身で個人データの取扱いから発生する損害等の様々な結果を見積もることができない。また、法定代理人の事前の同意がなければ、未成年者は利用契約を含む個人データの取扱いに同意することができない。したがって、以上の条項は、消費者または非事業者に対して個人的特徴を有するデータの取扱いに同意することができると信じさせるものであり、未成年者たる消費者または非事業者を犠牲にして契約当事者の権利と債務の間に著しい不均衡を生じさせる。

9. 未成年者向けのソーシャル・ネットワーク・サービス契約の大多数では、未成年者が登録したという事実をもって、法定代理人の代理がなければ登録できない約定も含め、当該未成年者の両親による事前の許可があったとみなす旨が定められている。結論として、法定代理人の同意の存在を推定し、明示の同意がなくても契約が有効に締結されたとみなすこれらの条項は、未成年者たる消費者又は非事業者を犠牲にして契約当事者の権利と債務の間に著しい不均衡を生じさせることから、濫用的である。

B. 同意

a) 黙示の承諾を定める条項

10. ソーシャル・ネットワーク・サービス契約の大多数では、消費者または非事業者がネットワークを利用した事実だけをもって直ちに同意したものと推定する条項がみられ、その後、暗黙に附合した利用規約の内容を知りたければリンクをクリックすることを義務づけている。この場合、消費者または非事業者は形式的には利用規約の内容にアクセスする可能性が与えられていることになるものの、このアクセス可能性はナビゲーションに従ったことのみから生じる附合の後に与えられているに過ぎない。ナビゲーションに従ったことのみで消費者の利用規約への同意を、まだ利用規約へのアクセスができない段階で生じさせる条項は、消費法典 R.132-1 条第 1 号（現：R.212-1 条第 1 号）によれば、反証の余地無く濫用的なものと推定される（要約者注：いわゆる「ブラック・リスト」に反するということ）。

b) 申込みおよび承諾の段階を定義する条項

11. 交流に加え、現実またはヴァーチャルの売買契約を提案するソーシャル・ネットワーク・サービス契約には、民法典 1369-4 条（現：民法典 1127-1 条）に反し、民法典 1369-5 条（現：民法典 1127-2 条）で定められたいわゆるダブルクリックの手続を消費者または非事業者から奪う形で、申込者の地位を消費者または非事業者に譲渡することを可能とする条項が定められている。この種の条項は違法であり、これを消費者契約で定め続けることは濫用的である。

c) 撤回権に関する条項

12. 交流に加え、現実またはヴァーチャルの売買契約を提案しているソーシャル・ネットワーク・サービス契約においては、購入の撤回期間を 5 日間と定めている条項があるが、この種の条項は消費法典 L.121-21 条で定められた 14 日間の撤回権に反する条項であり違法で、この種の条項を消費者契約で維持することは、濫用的である。

13. 交流に加え、物質的媒体によって提供されていない電子コンテンツのダウンロードを提案しているソーシャル・ネットワーク・サービス契約においては、「電子コンテンツの返品」を一切認めていない条項が定められていることがある。この種の条項は本来であれば明示の意思によらなければ撤回権を放棄できないにもかかわらず、利用者が撤回権を一切享受できないと利用者に信じさせるものであり、消費法典 L.121-21-8 条 13 号（現：L221-28 条）の要請を満たしていない。そのことから、この種の条項は違法であり、事業者と消費者または非事業者の間の契約にこの条項を残すことは濫用的である。

III 契約の内容

A. 無償性についての条項

14 多くのソーシャル・ネットワーク・サービス契約では、提供されるサービスが無料であると断言する条項が設けられている。この種の条項は、消費者または非事業者たる利用者に対して、利用者が意識的かどうかを問わずソーシャル・ネットワークを利用する際に提供しているデータや情報、コンテンツという事業者にとっては価値があるものが実際には対価となっているにもかかわらず、一切対価をとらないかのように信じさせる。報酬に関する条項の曖昧性は「当該条項が明瞭かつ理解できる方法で定められている限り」提供されるサービスの対価に関する条項には濫用性判断が及ばないと定める消費法典 L.132-1 条第 7 項（現：L.212-1 条第 7 項）の反対解釈により、濫用性解釈の対象となる。したがって、この種の条項は、ネットワーク上でやりとりされる個人的特徴を有するデータ、情報、コンテンツが実質的な対価になっているにもかかわらず、無償でサービスを利用できると消費者または非事業者に信じさせるものであり、消費者または非事業者を犠牲にして契約当事者の権利と債務の間に著しい不均衡を生じさせる。

B. 顧客の個人データに関する条項

a) 個人的特徴を有するデータの性質決定に関する条項

15. ソーシャル・ネットワーク・サービス提供契約の中には、これらのサービス利用時に消費者または非事業者たる利用者から発信されるクッキー、位置情報、IPアドレスといった痕跡に関する条項につき、これらの取扱いについて本来であれば「個人的特徴を有するデータ」として情報処理、情報ファイル及び自由に関する 1978 年 1 月 6 日法律第 78-17 号に基づく保護を受けられるにもかかわらず、個人的特徴を有するデータとして受けられるはずの保護を排除する条項が定められているものがある。これらの条項は、消費者または非事業者たる利用者によりこれらの情報の収集・取扱・利用・共有について一切の債務を事業者が負わないと信じさせるものであり、消費者または非事業者を犠牲にして契約当事者の権利と債務の間に著しい不均衡を生じさせる。

b) 個人的特徴を有するデータの扱いに関する条項

1) 取扱いの適法性に関する条項

16. 多くのソーシャル・ネットワーク・サービス提供契約では消費者または非事業者たる利用者の個人的特徴を有するデータの広範な取扱いを想定した条項が定められている。取扱い目的を明示せずにデータのあらゆる利用形態を定めるこれらの条項では、消費者または非事業者たる利用者が単にサイト上のナビゲーションに従っただけで取扱いについて黙示に同意したと定められている。情報処理、情報ファイル及び自由に関する 1978 年 1 月 6 日法律第 78-17 号第 6 条および第 7 条によれば、一方では関係者の同意を得ることや、適法となるためのその他の要件の 1 つを満たすことが義務づけられており、その一方で、厳格に決定された目的のために適法かつ誠実な方法で取り扱うことが義務づけられている。これらの取扱いが適法となるための要件を遵守しない条項は同法 6 条および 7 条に違反する。その結果、これらの条項は違法であり、事業者と消費者または非事業者の間の契約にこの条項を維持することは濫用的である。

17. ソーシャル・ネットワーク・サービス提供契約の条項の中には、サイト上のナビゲーションに消費者または非事業者たる利用者に従ったというだけで、これらの者が事業者によるセンシティブ情報の取扱いに暗黙に同意する旨定めるものがある。情報処理、情報ファイル及び自由に関する 1978 年 1 月 6 日法律第 78-17 号第 8 条によれば、人種や民族的出身、政治的・哲学的・宗教的信条、所属集団、健康または性的な生活について直接的にまたは間接的に明らかにするデータについては明示の同意が義務づけられている。そのことから、この種の条項は違法であり、事業者と消費者または非事業者の間の契約にこの条項を維持することは濫用的である。

2) データの共有を認める条項

18. ソーシャル・ネットワーク・サービス提供契約の条項の多くでは、事業者が利用について正確にせず、その目的も特定せずに消費者または非事業者たる利用者の個人的特徴を有するデータを事業者が規約で定められていない第三者や第三者カテゴリーに伝達する権限を事業者に与える条項がある。情報処理、情報ファイル及び自由に関する 1978 年 1 月 6 日法律第 78-17 号第 6 条および第 7 条の要請に従えば、適法な取扱いを実現するためには明文で正当に定められた目的を遵守し、データはこれらの目的と相容れない方法で後から扱われてはならない。また、同法第 38 条によれば、すべての人が取扱いの対象となっている個人的特徴を有するデータについて抵抗する権利を持っている。これらの条項は一方で、個人的特徴を第三者に伝達する行為が法的に取扱いが正当化されるための要件に全く従っておらず、他方でこのような取扱いがなされた場合に抵抗したり訂正を求める権利を付与していないと消費者または非事業者に信じさせる点で、これらの者を犠牲にして契約当事者の権利と義務の間に著しい不均衡を生じさせる性質を有する。

3) データ保護に関する条項

19. ソーシャル・ネットワーク・サービス提供契約の条項の中には、消費者または非事業者たる利用者の個人的特徴を有するデータの保護を、無期限で、または、取扱い目的に必要な期間と無関係に定める条項がある。情報処理、情報ファイル及び自由に関する 1978 年 1 月 6 日法律第 78-17 号第 6 条第 5 号によれば、個人的特徴を有するデータは、利害関係者の同定を可能とする形態で、情報の収集および取扱いの目的のために必要な期間を超えない期間で保存される。そのことから、これらの条項は前述した規定の典型的な違反を構成するもので違法であり、これらの条項を事業者と消費者または非事業者の間の契約に維持することは、濫用的である。

4) EU 外へのデータ譲渡に関する条項

20. ソーシャル・ネットワーク・サービス提供契約に含まれる条項の中には、事業者に対して時に明確に定めることなく、必ずしも EU に加盟していない国へ、しかも、消費者側または非事業者側の譲渡についての特別な同意を得ることなく、消費者または非事業者たる利用者の個人的特徴を有するデータの譲渡権を留保する条項がある。情報処理、情報ファイル及び自由に関する 1978 年 1 月 6 日法律第 78-17 号第 68 条および第 69 条は、事業者が消費者または非事業者から明示的に同意を得るか、あるいは、譲渡先の相手国が私生活および個人的特徴を有するデータの取扱いに関する基本権の十分な保護レベルにある場合で無い限り、以上のような譲渡を禁止している。したがって、これらの規定を遵守しない条項、つまり、譲渡に関する明示的な同意を要求しないものや、同意を推定する条項は違法であり、これらの条項を事業者と消費者または非事業者の間の契約に維持することは、濫用的である。

c) データの安全性に関する条項

21. ソーシャル・ネットワーク・サービス提供契約に含まれる条項の中には、ソーシャル・ネットワーク上で扱われる個人的特徴を有するデータの安全性に留意する責任を（本来であれば事業者が負担すべきであるにもかかわらず）消費者または非事業者負担させる条項がある。情報処理、情報ファイル及び自由に関する 1978 年 1 月 6 日法律第 78-17 号第 34 条によれば、取扱い責任者はデータの性質および取扱いによって顕在化するリスクの観点から、データの安全性確保および特にデータが変形、損害を被ること、または、認証されていない第三者がアクセスすることを避けるために、あらゆる有用な予防策をとる義務を負う。したがって、この種の条項は消費者または非事業者に対して 1978 年法を無視して消費者または非事業者のみがデータの安全性に留意する責任を負うと信じさせる点で、消費者または非事業者を犠牲にして契約当事者の権利および債務の間に著しい不均衡を生じさせる性質を有する条項である。

d) プライバシー・ポリシーの修正に関する条項

22. ソーシャル・ネットワーク・サービス提供契約の条項の中には、事業者に対してプライバシー・ポリシーの一方的修正権をあたえ、それに伴って、消費者または非事業者合理的な期間内に契約の変更についてあらかじめ知らせることなく解除権を与える規定が見られる。これらの修正は消費者または非事業者によって提供される対価にも及ぶ。そのことから、この種の条項は消費法典 R.132-1 条第 3 号（現：R212-1 条第 3 号）にいう、反証の余地無く濫用的であると推定される。

23. ソーシャル・ネットワーク・サービス提供契約の条項の中には、個人的特徴を有するデータの取扱いに関する要件がいつでも修正されうる旨定める条項があり、その際に修正後の要件が施行された後の期限にしか新要件が適用されないことは明確にされていない。そのことから、この種の条項は、消費者または非事業者に対して、データの取扱いに関する新要件に遡及的に拘束されると信じさせる点で、消費者または非事業者を犠牲にして契約当事者の権利および債務の間に著しい不均衡を生じさせる性質を有する。

C. 電子コンテンツに関する条項

a) 知的所有権のライセンスに関する条項

24. 大部分のソーシャル・ネットワーク・サービス提供契約には、提供者によって開放されたスペースにおけるコンテンツの公表がなされた場合には、利用者が提供者に対して当該コンテンツの利用権を与える旨を定める条項がある。この種の条項は知的所有権法典第 1 編にいう著作権を規定する立法によって保護されているコンテンツにも及びうる。この種の条項の中には非常に広範に定められ、対象となるコンテンツ、付与される権利、および保護されるコンテンツの著作者によって認められた利用方法を明記することを義務づけている

同法典 L.131-1 条および L.131-3 条の規定に反することになる。このような広汎性は、消費者または非事業者を犠牲にして契約当事者の権利および債務の間に著しい不均衡を生じさせる性質を有している。

25. 大部分のソーシャル・ネットワーク・サービス提供契約には、コンテンツ利用にあたってサービス提供者に完全な自由を付与する条項が含まれている。この種の条項はそれが著作人格権の非譲渡性という公序を侵害する点では知的所有法典 L.121-1 条に反する。したがって、この種の条項は違法であり、この種の条項を事業者と消費者または非事業者の間の契約に維持することは、濫用的である。

26. 大部分の条項は、利用権は無償で事業者が付与されていると定めている。これらの条項の中には、利用者の注意がその者の約務の射程に十分に引きつけられていないままに、ソーシャル・ネットワーク・サービスの利用規約に隠されているものがある。これらの条項は非事業者または消費者からその者の約務の射程についての明快な情報を奪っており、消費法典 L.133-2 条（現：L.211-1 条）に反する。このような読みやすさの欠如は消費者または非事業者を犠牲にして契約当事者の権利および債務の間に著しい不均衡を生じさせる性質を有している。

b) デジタル経済における信頼のための 2004 年 6 月 21 日の法律第 2004-575 号に適合するための条項

27. いくつもの契約には、サービス提供者はソーシャル・ネットワーク上で流通するコンテンツについての責任を負わない旨定める条項が含まれている。提供者がホスティング提供者である場合には、この種の条項はデジタル経済における信頼のための 2004 年 6 月 21 日の法律第 2004-575 号第 6 条 I、2 号に違反する。同条によれば、この種の提供者のような技術的仲介者は、著しく違法であるコンテンツを認識していた場合でかつ迅速にコンテンツを削除したり、アクセスをブロックするという行為をとらなかった場合には、責任を負う。提供者が単にストックサービスしか提供していない場合には、当該提供者の責任は一般法に基づいて発生しうる。以上のことから、この種の条項は契約相手方である利用者から、サービス提供者に対する一切の責任訴権を奪うものであり、責任免除条項は消費法典 R.132-1 条第 6 号（現：R.212-1 条第 6 号）にいう反証の余地なく濫用的と推定される。

28. 契約の中には、ソーシャル・ネットワーク上に違法コンテンツが流通している場合に、そのコンテンツの撤去はサービス提供者の任意による旨を定める条項が含まれているものがある。この種の条項は違法コンテンツ撤去の迅速性を否定するものであるか、または、法規定で要求されている要件よりも一層厳しい要件に従わせるものとなる。したがって、この種の条項はデジタル経済における信頼のための 2004 年 6 月 21 日の法律第 2004-575 号第

6 条 I、2 号以下に反して違法な条項であり、これを事業者と消費者または非事業者の間の契約に維持することは、濫用的である。

c) コンテンツの喪失に関する条項

29. 契約の中にはサービス提供者にストックの義務があるにもかかわらずサイト上からのコンテンツ喪失によって生じた損害につき提供者の責任を免除する条項が含まれている契約がある。これらの条項は、消費法典 R.132-1 条第 6 号（現：R.212-1 条第 6 号）にいう反証の余地無く濫用的とされる。

d) コンテンツの廃棄または削除に関する条項

30. いくつもの契約にはサービス提供者に、契約で定められた緩和の場合以外にも何らかの理由で消費者又は非事業者たるソーシャル・ネットワーク利用者によって作成されたコンテンツを認めるかあるいは削除するか自由裁量権限を付与する条項が含まれている。これらの条項は、たとえ事業者が一切のコンテンツについての保管または開放という給付を提供する義務を負っているとしても、事業者のみにコンテンツが契約上の約定に合致しているか否かの決定権を与える効果を有し、そのことから、消費法典 R.132-1 条第 4 号（現：R.212-1 条第 4 号）にいう反証の余地なく濫用的と推定される条項である。

e) アカウント削除後のコンテンツ保存に関する条項

31. 契約の中には、契約の解除時にサービス提供者が利用者によってインターネット上に公表されたコンテンツを保存する権利を留保する条項が含まれている。その保存は、適法または正当な理由による譲渡の場合以外や、コンテンツ削除技術操作に必要な期間以上に求められている。これらの条項は事業者がコンテンツの保存期限についての一方的決定権を認めるものであり、そこでの一方的決定権は消費者または非事業者にとって有利な保存方法に関する情報を伴っていない。したがって、これらの条項は消費者または非事業者を犠牲にして契約当事者の権利または債務の間に著しい不均衡を生じさせる性質を有している。

IV 契約の履行に関する条項

A. サイト、サービス、または利用規約の一方的修正に関する条項

a) サイトまたは利用規約の一方的修正条項

32. 複数のソーシャル・ネットワーク・サービス提供契約において、事業者に対して、事前の消費者または非事業者への情報提供無しに一方的にサイトまたは利用規約を修正する権利を付与する条項が定められている。この種の条項はその一般性ゆえに、消費法典 R.132-2-1 条 IV および V（現：R.212-4 条）に定められた限られた場合以外にも一方的修正を認めることになり、消費法典 R.132-1 条第 3 号（R.212-1 条第 3 号）や同法典 R.132-2 条 6 号（現：R.212-2 条第 6 号）の観点から濫用的な条項である。

b) 利用規約の一方的修正についての消費者または非事業者の同意を推定する条項

33. 大部分のソーシャル・ネットワーク・サービス提供契約には、消費法典 R.132-2-1 条IV およびV（現：R. 212-4 条）で認められた限られた場合以外にもサービス提供者による一方的な利用規約修正への消費者の同意を推定する条項が含まれている。これらの条項は事業者による利用規約の一方的修正を認める効果を有する条項であり、消費法典 R.132-1 条第 3 号（R.212-1 条第 3 号）や同法典 R.132-2 条 6 号（現：R.212-2 条第 6 号）の観点から濫用的な条項である。

c) 情報提供義務の移転に関する条項

34. 大部分のソーシャル・ネットワーク・サービス提供契約では、利用規約の修正について知り、その修正に順応するために利用規約を定期的に参照するのは利用者の義務である旨指示されている。これらの条項は利用者に情報提供義務の履行を移転するものであり、本来事業者に課される法定の情報提供義務の負担を利用者に転嫁するものである。そのことから、非事業者または消費者たる利用者を犠牲にして契約当事者の権利および債務の間に著しい不均衡を生じさせる。

d) 金銭的対価の一方的修正条項

35. 金銭的対価と引き換えに特別なサービスを提供するソーシャル・ネットワーク・サービス提供契約の中には、事業者に対して当該サービスの価格を一方的に修正する権利を留保する条項が定めているものがあり、利用者には修正に同意できない場合には契約を解除することができるようにするための合理的な期限が与えられていない。その他の契約では、修正に同意できない場合に契約を解除する権限を付与することなく、消費者または非事業者への事前の情報提供が定められている。これらの条項は消費法典 R.132-1 条第 3 号（現：R.212-1 条第 3 号）および R.132-2-1 条IV（現：R. 212-4 条）の観点から濫用的であると推定される。

B 解除に関する条項

36. 大部分のソーシャル・ネットワーク・サービス提供契約には、事業者が契約の自由裁量による解除権を認めている条項が含まれている。期間の定めがない契約でこれらの条項が定められている場合、一般には合理的な期間の予告が伴っていない。そのことから、消費者または非事業者を犠牲にして契約当事者の権利および義務の間に著しい不均衡を生じさせる。

C 責任に関する条項

a) 利用者の責任に関する条項

1) パスワードの利用に関する責任条項

37. 多くのソーシャル・ネットワーク・サービス提供契約では、利用者に付与された、または、利用者が選んだパスワードの秘密およびその紛失や譲渡の場合の利用者の責任を定める条項がみられる。その一方で、これらの約定の中には、利用者の注意懈怠の証明なしにパスワードの違法コピーの場合の利用者の責任を規定するものがある。この種の条項は消費者または非事業者を犠牲にして契約当事者の権利および債務の間に著しい不均衡を生じさせる性質を有している。

2) 利用者に賠償責任を負わせる条項

38. もっぱら未成年者向けのものも含む多くのソーシャル・ネットワーク・サービス提供契約では、サービスの利用ゆえに第三者に生じた損害についてのソーシャル・ネットワーク・サービス提供者の賠償責任やその防御のために支払われた費用を利用者に負担させる旨が定められている。その一般的な条項の定め方から、この種の条項は利用者のフォート（過失）およびその結果についての場合に限定されていない。そのことから、消費者または非事業者を犠牲にして契約当事者の権利と債務の間に著しい不均衡を生じさせる。

b) サイトの機能および利用についてのソーシャル・ネットワーク・サービス提供者の責任を免除する条項

39. 大多数のソーシャル・ネットワーク・サービス提供契約には、利用者がサイトの機能または利用についてのソーシャル・ネットワーク・サービス提供者の責任を追及することを放棄する旨が定められている。この種の条項は債務を履行しなかったソーシャル・ネットワーク・サービス提供者の契約責任を免除する効果を有し、消費者または非事業者が契約責任に関する一般法規定に基づいて損害賠償を得る権利を奪うものである。したがって、この種の条項は消費法典 R.132-1 条第 6 号（現：R.212-1 条第 6 号）にいう反証の余地なく濫用的であると推定される条項にあたる。

40. ソーシャル・ネットワーク・サービス提供契約の中には、サイト利用によって生じた人身損害や死亡も含む一切のソーシャル・ネットワーク・サービス提供者の責任を免除するものがある。この種の条項は、消費法典 R.132-1 条第 6 号（現：R.212-1 条第 6 号）にいう反証の余地無く濫用的であると推定される条項である。

V 紛争解決

A. 利用規約の無効についてコントロールする条項

41. ソーシャル・ネットワーク・サービス提供契約では、利用規約内の何らかの条項が無効である場合にも利用者がそれ以外の条項に拘束され続ける旨を定める条項が見られる。この種の条項は、契約の全部または一部の無効ともたらず場合である、契約の本質的な条項の

無効の場合や、契約上の約定の相互依存の場合に限定しているわけではないことから、消費者または非事業者を犠牲にして契約当事者の権利または債務の間に著しい不均衡を生じさせる。

42. ソーシャル・ネットワーク・サービス提供契約には、利用規約内の1つの約定が無効となる場合に、当該条項と最も類似する内容の条項に置き換えられる旨を定める条項が含まれている。この種の条項は事業者に対して無効となった約定を別の約定に一方的に置き換える権限を与えるものであり、消費者または非事業者を犠牲にして契約当事者の権利と債務の間に著しい不均衡を生じさせる。

B 証明に関する条項

43. 複数のソーシャル・ネットワーク・サービス提供契約は、ソーシャル・ネットワーク・サービス提供者のコンピューター処理された記録簿のみが、実行された操作の証明となる旨を定めている。この種の条項は消費者または非事業者が利用できる証明手段を制限しているため、消費法典 R.132-2-条第9号（現：R.212-2 条第9号。いわゆる「濫用的であると推定される条項のリスト」）にいう濫用的な条項と推定される。

C 訴訟に訴えることを妨げる条項

44. 複数のソーシャル・ネットワーク・サービス提供契約では以下のような定めが見られる。

一 利害関係を有する条項が発信されたことによって人格権が侵害された場合であっても、利用者はソーシャル・ネットワーク・サービス提供者に対する訴権行使を放棄する旨の定め、あるいは、

一 利用者が投稿したコンテンツがソーシャル・ネットワーク・サービス提供者によって削除された場合に、ソーシャル・ネットワーク・サービス提供者によって決められた手段のみが、利用者が権利主張のために享受できる訴訟手段であるとの定め、あるいは、

一 いかなる理由によっても利用者は訴権行使による救済を受けることを放棄するとの定め、あるいは、

一 ソーシャル・ネットワーク・サービス提供者が、利用者に対する訴訟追行に着手する排他的な権利を我が物とする定め、

一 あるいは、紛争時に、利用規約に反する規定がある場合を除いて、外国の仲裁裁判所に訴権を行使することを利用者に義務づける定め

これらの条項は消費者または非事業者の訴権行使を妨げるものであることから、第1に、消費法典 R.132-2 条第10号（現：R.212-2 条第10号）にいう濫用的と推定される条項にあたり、第2に、消費法典 L.132-1 条（現：L.212-1 条）にいう濫用的な条項にあたる。

45. いくつかのソーシャル・ネットワーク・サービス提供契約には、利用者に対して、苦情は個人的に示すことを約束させ、グループのメンバーとして請求を行うことを排除する条項が含まれている。この種の条項は、利用者に対してグループ訴訟に参加することを禁止する効果を有し、消費法典 L.423-25 条（現：L.623-32 条。要約者注：消費者がグループ訴訟に参加することを禁止する目的および効果を有する条項を書かれざるものとみなす、と定めている）に反する。そのことから、違法であり、この種の条項を事業者と消費者または非事業者の間で締結された契約に維持することは、濫用的である。

D 準拠法に関する条項

46. 大多数のソーシャル・ネットワーク・サービス提供契約では、外国法が強行的に適用される旨が定められている。この種の条項は消費者または非事業者に対して、当該条項で対象とされている法律よりも利用者の保護に資するフランス法の強行規定を享受できないと信じさせるものであり、消費者または非事業者を犠牲にして契約当事者の権利と債務の間に著しい不均衡を生じさせる。

以下のように勧告する。

1) 事業者と消費者または非事業者間で締結されたソーシャル・ネットワーキング・サービス提供契約には、消費者または非事業者にとって容易に読解できるような方法で提示された利用約款が含まれる〔べきである〕。

以下の目的または効果を有する条項は、ソーシャル・ネットワーキング・サービス提供者によって提示された契約から削除されることを勧告する。

2) 対象である利用者にとって外国語となる言語で書かれた契約のみを消費者または非事業者に提供すること

3) 契約の外国語バージョンを、消費者または非事業者に対抗可能とすること

4) それが契約の一部を成すか否かに言及することなく、消費者または非事業者に提示される書面に不明確な名前を付けることにより、消費者または非事業者に対して同書面の契約上の価値を曖昧にすること

5) 多様な性質を有する〔契約から発生する〕一連の権利および債務を累積的かつ雑然とした方法で提示すること

6) 理解困難で多様な性質を有する〔契約から発生する〕一連の債務を累積的かつ雑然とした方法で定めること

7) 消費者または非事業者に提示される異なる契約文書の間で、過剰に相互参照を行うこと

8) 個人的特徴を有する情報の扱いについての、未解放未成年者の法定代理人の明示的な同意を定めないこと

9) 法的に要求されているにもかかわらず、未解放未成年者の法定代理人の同意を推定する

こと

- 10) 消費者または非事業者の利用規約への同意を、ネットワークを利用したという事実のみによって推定すること。
- 11) SNSによる現実またはヴァーチャルの売買契約において、いわゆるダブルクリックと言われる手続を奪う形で、申込者の地位を消費者または非事業者に譲渡すること。
- 12) 消費者または非事業者に対して、財のインターネット上での現実または仮想での売買に伴う撤回権の行使期間として、14日より短い期間を定めること。
- 13) 非物質的な媒体における電子コンテンツ提供契約において、消費者又は非事業者に対して、撤回権の明示的な放棄を受け付けることなしに、撤回権を行使できないと信じさせること。
- 14) ソーシャル・ネットワーキング・サービスは無償だと断言すること。
- 15) 事業者によるその取扱いに関する債務を一切課すことなく、消費者または非事業者から出された情報はすべて、事業者によって利用されうると信じさせること。
- 16) 情報処理、情報ファイル及び自由に関する1978年1月6日法律第78-17号の規定を遵守することなく、消費者または非事業者の個人的特徴を有するデータの事業者による取扱いについて、暗黙の同意を定めること。
- 17) ソーシャル・ネットワーキング上のナビゲーションのみによって、消費者または非事業者がセンシティブ情報の取扱いに同意したと定めること。
- 18) 事前に同意するよう求められ、または、事後的に拒否することができることもなく、消費者または事業者に対して、個人的な特徴を有するデータが定められていない第三者又は定められていない第三者のカテゴリーに伝達されると信じさせること
- 19) 期間無制限、または取扱い目的に必要な期間を超える期間よりも長期間、消費者または非事業者の個人的な特徴を有するデータの保存を定めること
- 20) 外国へ個人的特徴を有するデータを譲渡することを、その譲渡がどの国に向けて行われることを示すことなく、かつ、法的には必要とされている消費者または非事業者の明示的な同意を要求せずに、または、サービス利用規約の組み入れの同意から（外国への個人データへの）同意を推定することによって、定めること
- 21) 法的には取扱いについての責任を負う事業者に帰する、個人的特徴を有するデータの安全を保護することを目的とした債務負担を消費者または非事業者が負担するかのように信じさせること
- 22) 消費者または非事業者に必要ながあれば契約の解除を認めるために消費法典R. 132-2-1条IVに適合する合理的な期間内に消費者又は非事業者に対して契約の変更についてあらかじめ知らせることなく、事業者による契約の一方的修正権限を留保すること
- 23) データの取扱いに関する新たな条項に遡及的に拘束されると、消費者または非事業者に対して信じさせること
- 24) 著作権によって保護されてから、対象となる内容、付与される権利および認められる利

用について十分に正確に記載することなく、消費者または非事業者によって製作されたコンテンツにおよぶ利用権をサービス提供者に付与すること

25) 著作者人格権の非譲渡性という公序に反すること

26) 事業者に対して、消費者または非事業者たる利用者によって製作されたコンテンツを無償で利用する権利を、明瞭かつ明白な方法で定めることなく、付与すること

27) ソーシャル・ネットワーク上に流通する違法なコンテンツについての事業者に対する一切の責任訴権を消費者または非事業者から奪うこと

28) ソーシャル・ネットワーク上に流通する違法なコンテンツ一切へのアクセスブロックや迅速な排除を事業者の裁量次第のものにとどめることや、迅速な排除の法的要請を否定すること、また、排除について法律上要求されていない要件を一層課すこと、を定めること

29) 消費者または非事業者によって製作されたコンテンツの紛失時における事業者の責任を免除すること

30) すべてのコンテンツの保管および開放サービスを提供する義務を負う事業者に対して、契約上定められた軽減範囲を超えて、消費者によって製作されたコンテンツの容認または削除についての自由裁量権を付与すること

31) 事業者が、契約解除後も消費者または非事業者によってネット上にアップされたコンテンツを保存する権利を、適法な譲渡や正当な理由によると言える範疇を超えて、コンテンツ削除技術操作に必要な期間以上に認めること

32) 消費法典 R.132-2-1 条IVおよびVに定められた場合以上に、事業者に対してサイトや利用規約の修正権限を付与すること

33) 利用規約の一方的変更に対する消費者または非事業者の同意を推定すること

34) 利用規約の一方的変更についての事業者の情報提供義務を、利用規約を消費者または非事業者に移転することで免除すること

35) 変更について] あらかじめ消費者または非事業者に情報提供することや、必要があれば [消費者または非事業者は] 解除権を行使できることを通知することなしに、特別なサービスの金銭的対価を一方的に変更する権利を事業者に留保すること

36) 合理的な期間内における予告なしに、期間の定めがないソーシャル・ネットワーク・サービス提供契約を自由裁量によって解除する権限を、事業者に認めること

37) 利用者の注意懈怠があったことの証明責任を事業者に負わせることなく、消費者または非事業者に与えられた、あるいはこの者らが選んだパスワードの違法コピーについての責任を消費者または非事業者に負担させること

38) 消費者または非事業者に対してすべての損害の賠償の責任を、当該消費者または非事業者の責めに帰す損害ではない場合であっても負わせること

39) ネットワークの機能または利用についての事業者の責任を一切免除すること

40) 当該サイトの利用から生じた消費者または非事業者の怪我または死亡に伴う損害も含む事業者の一切の責任を免除すること

- 41) 契約の本質的な条項の無効の場合や、契約上の約定の相互依存について留保することなく、利用規約内の 1 つの約定が無効である場合にも消費者または非事業者をそれ以外の条項に拘束し続ける旨を定めること
- 42) 事業者に対し、無効となった約定を別の約定に一方向的に置き換える権限を与えること
- 43) 消費者または非事業者が利用できる証明手段を不当に制限すること
- 44) 消費者または非事業者による訴権行使を削除または妨害すること
- 45) 消費者または非事業者がグループ訴訟に参加することを禁止すること
- 46) 消費者または非事業者に対して、フランス法の強行規定を享受することができないと信じさせること

以上の勧告は、Natacha Sauphanor-Brouillaud 氏、Nathalie Martial-Braz 氏、Célia Zolynski 氏の報告書に基づいて、2014 年 11 月 7 日に採択された。

(大澤彩 法政大学法学部教授)